平成２３年（フ）第２３４号
香川県高松市牟礼町原56番地８
債務者　秋山　大士
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６９号
香川県高松市木太町1792番地５
債務者　神納佐千代
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７６８号
福岡市南区柏原２丁目26番３号
債務者　内田　純人
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７５号
福岡市博多区千代４丁目29番65―406号
債務者　坂本　文夫
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２３号
福岡市中央区笹丘２丁目24番35号
債務者　永野　淳一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３８号
福岡市西区大字西浦1242番地１
債務者　木戸　邦子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５３号
福岡市博多区三筑２丁目13番２号
債務者　有岡正登志
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２３３号
福岡市城南区梅林１丁目11番２―308号
債務者　横手　悠輔（旧氏名横手由香）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２７２号
福岡市城南区別府団地５番606号
債務者　重留　孝夫
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８２号
福岡市中央区輝国２丁目13番２―304号
債務者　藤岡　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９２号
福岡市西区姪の浜３丁目39番２―603号
債務者　柴田　秀吉
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９３号
福岡県太宰府市朱雀２丁目13番７号ヒルトップハイツ101号
債務者　久保　　貢
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１８号
福岡市中央区荒戸３丁目４番70号
債務者　岩永美奈子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２４号
福岡市城南区別府３丁目２番35―109号
債務者　門司　祥久
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２８号
福岡市東区城浜団地60番405号
債務者　西村　美佳
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５２号
福岡市城南区南片江１丁目25番30号
債務者　高城　秀敏
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８０号
福岡県朝倉郡筑前町野町563番地
債務者　税田　利夫
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４８７号
福岡県春日市原町１丁目94番地
債務者　坂口　公亮
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部